

議案第三十五号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正
について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正

する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次のとおりとする」を「次の各号に掲げる金額に百分の百三を乗じて得た額とする」に改め、同条第一号中「四千八百円」を「五千円以内」に改める。

第二条の二を次のように改める。

（手数料）

第二条の二 手数料は、飲食物を各室に配膳した場合に配膳した飲食物の料金に百分の十を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。ただし、平成元年三月三十一日の宿泊者については、なお従前の例による。